

「今日の診療イントラネット」申込書

(新規購読専用)

■ お客様へ

☆ 本注文書 は、「今日の診療イントラネット版」の新規購読専用の注文書 になります。

☆ お申込みの際には、

☞ 下記の内容をお読みいただき、必要な項目の ご 記入をお願いします。

☞ 次 頁、使用許諾契約書 をご確認ください「同意」をお願いします。

☞ その後、下記宛にご注文ください。

・ 泰山堂書店 FAX : 086-225-0067

※お手続き・納品については、お申込み後、10 営業日ほどを頂きます。休祝日や物流もご考慮のうえ、余裕をもってお申込みください。

◆ お客様情報

施設名 (必須)			
所在地 (必須)	〒		
担当者名 (必須)	印		
E-Mail (必須)			
所属		TEL (必須)	

◆ ご注文内容

商品名 ※どちらかにチェックしてください	☐ 今日の診療イントラネット (通常版) ☐ 今日の診療イントラネット (医薬品と対応病名検索オプション付き)		
Vol.番号	最新ボリューム		
ライセンス数 (同時起動数の上限)	☐ B-05 (同時起動数の上限数 5) ☐ B-10 (同時起動数の上限数 1 0) ☐ B-25 (同時起動数の上限数 2 5) ☐ B-50 (同時起動数の上限数 5 0)		
ご利用される施設 (部門) をご記入ください (例 : ○○大学○○キャンパス、○○大学医学部附属病院、○○クリニック)			

◆ 利用規約の同意

裏面 (または別紙) に記載された「今日の診療イントラネット利用規約」の内容に同意が必要です。

☐ 同意します

☐ 同意しません

取扱店名 (必須)	(株)泰山堂書店	TEL	086-225-0065
所在地 (必須)	〒700-0914 岡山市北区鹿田町 1-6-12		
担当者名 (必須)	越田 (こしだ)	E-Mail (必須)	info@taizando.co.jp
連絡事項 (契約条件など)			

「今日の診療イントラネット」利用許諾契約書

第1条（適用）

1. 「今日の診療イントラネット」利用許諾契約（以下「本契約」といいます）は、株式会社医学書院（以下「医学書院」といいます）が提供する「今日の診療イントラネット」（以下「本製品」といいます）の利用に係わるすべての事項に適用され、医学書院と契約法人（以下に定義されます）との間で締結されるものです。
2. 本製品の内容及び本契約書の内容の一部又は全部は、事前に告知されることなく、変更、追加及び削除されることがあります。

第2条（定義）

1. 「契約法人」とは、医学書院との間で本契約を締結する法人（組織）をいいます。
2. 「利用者」とは、契約法人に所属する職員・従業員、及び学生などその構成員で、本製品を利用する者をいいます。
3. 「本データ」とは、医学書院が発行する書籍のコンテンツデータで本製品を通じて利用者に提供されるものをいいます。なお、本データは本製品に収録される該当書籍（冊子体）の内容と完全に一致するものではありません。

第3条（本製品の内容）

1. 本製品は、医学書院が作成する医療従事者向けデータベース「今日の診療」を、契約法人のLAN（Local Area Network）システム上で利用できる形式で提供するものです。
2. 前項のデータベースは医学書院が保有・管理しているものであり、利用者は契約法人が用意したLANシステムに本製品をインストールすることにより利用することができます。

第4条（利用手続）

1. 本契約は、契約法人または利用者が本製品をインストールした時点で、医学書院と契約法人の間で成立するものとします。
2. 契約法人は、医学書院に提出した利用申込書の記載内容が、申込時点の事実を正確に反映していることを保証するものとします。
3. 契約法人は、医学書院に提出した利用申込書その他書面の内容に変更が生じた場合、速やかに医学書院に対し、その旨を通知しなければならないものとします。
4. 医学書院は、契約法人が提出した利用申込書の記載内容について疑義のある場合、正確性を裏付ける資料等の提出を契約法人に求めることができるものとし、契約法人はこれに応じなければならないものとします。
5. 契約法人は、本製品を利用するにあたり、自らの費用と責任においてコンピュータ等LANシステムに接続する機器、ソフトウェア、通信手段等を導入・設置するものとします。
6. 本製品の利用期間は、契約法人が書面をもって契約終了を医学書院に通知し、医学書院がそれを承認するまで継続します。
7. 契約法人は、利用期間の終了後、本製品のすべてが利用できなくなります。

第5条（利用許諾）

1. 医学書院は契約法人に対して、契約法人の同一敷地内のLANシステムにおいて、本製品の契約ライセンス数分を同時に利用することを許諾するものとします。医学書院の許諾なしに同時に複数のLANシステムにより利用することはできません。
2. 本製品の利用は、利用者に限られます。なお、契約法人は、利用者に本製品を利用させるにあたって、本契約を遵守させる責任を持つものとします。
3. 利用者は、本製品及び本データを第三者に公開したり、利用させたりすることはできません。
4. 本製品を本条第1項以外の方法で利用される場合は別契約となります。また本製品の一部またはすべてを医学書院の指定する方法以外で他のテキストやプログラムと組み合わせて使用することはできません。

第6条（管理用ID/PW）

1. 医学書院は契約法人に対し、本製品を起動させるために必要な本データの提供や認証情報を生成するためのWebサイトをインターネット上に用意し、その管理用ID/PWを発行します。
2. 契約法人は、管理用ID/PWの管理及び使用について一切の責任を持つものとし、万一紛失したり盗用されたりした場合、速やかに医学書院に通知するものとします。

第7条（利用料）

1. 契約法人は、本製品の利用料として、別途医学書院または販売店が定める料金（消費税相当額を含む）を、所定の方法に従い前納一括払いでお支払いいただきます。
2. 第12条によって解約となった場合であっても、消費税相当額を含め支払済の利用料の全部または一部の払い戻しは一切致しません。

第8条（著作権等の権利の帰属）

1. 本製品及び本データの著作権は、医学書院あるいは本データ等ならびにプログラム等の個々の著作権者（またはその双方）が有しており、著作権法、関連諸法規、関連国際条約等で保護されています。
2. 本製品および本データの利用によって、契約法人あるいは利用者に、閲覧した本データ等の所有権あるいは資料等の保有・管理権が移転するものではありません。

第9条（複製・複写等）

1. 利用者は、契約法人の施設内で、本製品の機能を用いて本データをプリントアウトすることができます。
2. 利用者は、本データおよび前項のプリントアウト、あるいはその複製物を、契約法人

以外の第三者に対し、開示、譲渡、貸与、上映、公衆送信等することはできません。ただし、医学書院が管理委託している複写管理団体である出版者著作権管理機構（以下、「JCOPY」といいます）から別途複写利用許諾を得た場合に限り、利用者は本データのプリントアウト及びその紙媒体への複製物を第三者に譲渡、ファクシミリ送信することができます。

第10条（免責事項）

1. 医学書院は、本製品を運用した結果、契約法人に直接・間接の損害が生じた際は、その原因が本製品由来の瑕疵によると判断される場合に限り、本製品の交換、または本製品の代金相当額を限度とした金銭補償をします。ただし、その原因が本製品以外によると判断される場合には、医学書院は一切責任を負いません。
2. 医学書院は、本データの内容及び契約法人が本データを通じて得る情報について、その完全性、正確性、適用性、有用性等いかなる保証も行いません。
3. 医学書院は、本製品及び本データに関連して契約法人または他の者が被った損害について、一切責任を負いません。

第11条（禁止事項）

契約法人および利用者は、本製品の利用に関して次の各行為を行ってはならないものとします。

- 1) 著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- 2) 本製品のプログラムのすべてあるいは一部をリバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブル等の手法をもって解析する行為
- 3) 本製品のデータ・プログラム等を複製、保持、改ざん、消去する行為
- 4) 契約法人が管理する管理用ID/PWを第三者に使用させる行為
- 5) リモートアクセスなどにより第三者が契約法人の施設外から利用する行為
- 6) 本製品の他の利用者または第三者に害を与える行為
- 7) 本製品から知り得た秘密情報に関して、第三者に開示、漏洩する行為
- 8) 本製品に基づく一切の権利（本製品および本データを含むがこれらに限られない）を、有償・無償を問わず第三者に譲渡・提供・貸与・上映する行為、あるいは利用させる行為
- 9) 本製品が提供する操作方法以外で利用する行為
- 10) 医学書院に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為
- 11) 上記各号のほか、法令、本契約または公序良俗に反する行為

第12条（解除）

契約法人ならびに利用者について、次の各号のいずれかに該当する場合、医学書院は直ちに本契約を解除し、契約法人の本製品の利用を終了させることができるものとします。その場合、契約法人は自己費用負担により、本製品、その他の複製物、マニュアル等の関連資料を速やかに医学書院に返還するものとします。

- 1) 利用申込書の記載内容に虚偽があった場合
- 2) 利用料の支払いを遅延し、または支払いを拒否した場合
- 3) 本契約のいずれかに違反した場合
- 4) 医学書院の業務の遂行上または技術上支障をきたす行為があった場合
- 5) その他、医学書院が不適当と判断した場合

第13条（製品の保証）

本製品が購入時作動しない場合、あるいは契約法人が梱包内容に物理的な障害を発見した場合には、購入日から30日以内に限り製品の交換を要求することができます。

第14条（ユーザーサポート）

医学書院は、本製品を販売終了した翌年の12月31日までの期間において、以下のようなサービスを提供します。

- 1) 医学書院が本製品に関する誤りに対し修正したプログラムを発表した場合には、医学書院は契約法人にその旨通知します。
- 2) 本製品が運用上支障をきたす場合、医学書院は本製品の修理または交換をします。ただし、当該故障の原因が契約法人側にある場合の修理作業は有償となります。
- 3) 本製品の内容が改訂された場合、契約法人は医学書院が別途定める料金を支払うことによって、本製品の改訂版を受け取り、利用することができます。
- 4) 契約法人が本製品を利用する上で発生した疑問やトラブルは、医学書院のユーザーサポート窓口（ユーザーズガイド参照）が対応します。

第15条（準拠法）

本契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。上記に定めた以外の事項については、著作権法、関連諸法規、関連国際条約等に従うものとします。

第16条（管轄裁判所）

本製品の利用に関する紛争は、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

第17条（問題解決）

本製品の利用にあたり問題が生じた場合には、双方誠意をもって協議するものとします。

附則

第1条 本利用規約は、2021年9月1日より実施する。

以上